

第37号議案

芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年3月5日提出

芦屋市長 山中 健

提案理由

市長の給料月額等について減額措置を講じるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和43年芦屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

付則第3項を次のように改める。

（給料月額等の特例）

- 3 市長の給料月額及び地域手当の額は、別表の規定にかかわらず、平成25年4月1日から同月30日までの間、同表に規定する額から当該額に100分の100を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第5条の規定の適用については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

市長の給料月額等について減額措置を講じるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

市長の給料月額及び地域手当の額を平成25年4月1日から同月30日までの間、別表に規定する額からその額に100分の100を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の算定については、減額前の額を適用する。

(付則第3項関係)

3 施行期日

平成25年4月1日